

命 令 書

- 一、成功期間ハ昭和二年四月四日ヨリ昭和五年四月三日迄滿參箇年トス
- 二、地代金ハ壹甲ニ付金式拾壹圓 貸付料ハ壹箇年壹甲ニ付金四 拾 錢トス
- 但滿期ノ年ニ於ケル貸付料ハ月割ヲ以テ計算ス
- 三、臺灣官有森林原野豫約賣渡規則第二十五條ノ場合ニ於ケル工作物其他ノ物件ニシテ指定ノ期間内ニ除去セサルモノハ之ヲ拋棄シタルモノト看做ス
- 四、官ニ於テ事業上指示命令シタルトキハ之ニ遵フヘシ
- 五、天災其他ノ事變ニヨリ許可地ニ異動ヲ生シタルトキ又ハ遲滞ナク臺中州ニ届出スヘシ
- 六、第四項及第五項ニ違背シタルトキ又ハ公益其他官ニ於テ必要アリト認めタルトキハ返地ヲ命スルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テ損害ヲ生スルコトアルモ官ニ於テ之カ賠償ノ責ニ任セス
- 七、許可地ノ所有權ハ賣渡許可後地代金完納ノ日ニ移轉ス
- 八、本件ニ關スル願人ノ義務ハ連帶ノ負擔トス

